

令和 2 年 2 月

砺波広域圏事務組合議会

定例会会議録

砺波広域圏事務組合議会

本定例会に付議された議案等の件名

- 議案第 1 号 令和 2 年度砺波広域圏事務組合一般会計予算
- 議案第 2 号 令和 2 年度砺波広域圏事務組合水道事業会計予算
- 議案第 3 号 令和 2 年度砺波広域圏事務組合事業に要する経費の分担基準
について
- 議案第 4 号 令和元年度砺波広域圏事務組合一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 5 号 令和元年度砺波広域圏事務組合水道事業会計補正予算
（第 1 号）
- 議案第 6 号 砺波広域圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に
関する条例の制定について
- 議案第 7 号 砺波広域圏事務組合長期継続契約に関する条例の制定について
- 議案第 8 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に
伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度専決処分第 1 号 砺波広域圏事務組合職員の給与に関する条例
の一部改正について

令和2年2月砺波広域圏事務組合議会定例会会議録目次

★ 2月18日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
開議及び閉議の日時	1
出・欠席議員の氏名	1
説明のため議場に出席した者の職・氏名	1
職務のため議場に出席した事務局職員	2
開会の宣告	2
報告事項(例月出納検査)	2
会議録署名議員の指名	2
会期の決定	3
議案第1号から議案8号まで、及び報告第1号	3
提案理由の説明 夏野管理者	3
一般質問並びに上程全議案に対する質疑	7
総務常任委員会付託	21
総務常任委員長報告	21
質疑・討論	23
採 決 (議案第1号から第3号)	23
採 決 (議案第4号から第5号)	24
採 決 (議案第6号から第8号)	24
採 決 (報告第1号)	25
閉会中の継続審査	25
閉会のあいさつ	26
閉会の宣告	26

令和2年2月砺波広域圏事務組合議会定例会会議録

1 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号から議案第8号まで、令和2年度砺波広域圏事務組合一般会計予算外7件について、及び報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（提案理由説明）

日程第4 一般質問、質疑、委員会付託について

日程第5 総務常任委員長報告、質疑、討論、採決（議案第1号～第8号、報告第1号）

日程第6 閉会中の継続審査について

1 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

1 開議及び閉議の日時

令和2年2月18日 午後2時34分

令和2年2月18日 午後3時50分

1 出席議員（12名）

1番 山本 善郎

2番 島崎 清孝

3番 川岸 勇

4番 長井久美子

5番 榊 祐人

6番 蓮沼 晃一

7番 今藤 久之

8番 向川 静孝

9番 山田 勉

10番 稲垣 修

11番 片岸 博

12番 山森 文夫

1 欠席議員 なし

1 説明のため議場に参加した者の職、氏名

管 理 者	夏野 修	副 管 理 者	田中 幹夫
監 査 委 員	山崎 昭夫	会 計 管 理 者	南 佳子
事 務 局 長	田嶋 和樹	水 道 事 業 所 長	梅原 学
クリーンセンターとなみ所長 (兼)	田嶋 和樹	南砺リサイクルセンター所長	堀川 茂治
水道事業所業務課長	川島 志朗	水道事業所工務課長 (兼)	川島 志朗

1 職務のため議場に参加した事務局職員

総務課主幹庶務係長	金子 幸弘	総務課企画係長	櫻井 義雄
-----------	-------	---------	-------

1 会議の経過

午後 2時34分 開会

○議長（片岸君） ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年2月砺波広域圏事務組合議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

初めに、報告事項を申し上げます。お手元に配付のとおり監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の報告を受けておりますので、ご確認をお願い申し上げます。

○議長（片岸君） これより、本日の日程に入ります。

○議長（片岸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において

6番 蓮沼 晃一 君

7番 今藤 久之 君

を指名いたします。

○議長（片岸君） 次に、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片岸君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（片岸君） 次に、日程第3 議案第1号から議案第8号まで、令和2年度砺波広域圏事務組合一般会計予算外7件、及び報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

○議長（片岸君） 提案理由の説明を求めます。

管理者 夏野 修 君。

〔管理者 夏野 修 君 登壇〕

○管理者（夏野君） 本日、砺波広域圏事務組合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

まず、砺波広域圏事務組合の主な事業の進捗状況等につ

いて申し上げます。

初めに、ごみ処理関係について申し上げます。

クリーンセンターとなみ基幹的設備改良工事につきましては、昨年10月から工事に着手しており、今月から令和3年1月まで2号炉の改修を行い、引き続き1号炉の改修を行い、令和4年3月に工事が完了する予定であります。

工事期間中は、1炉運転となり、可燃ごみの処理能力が半減いたしますことから、可燃ごみの一部を富山地区広域圏事務組合や民間事業者に処理委託しております。

また、ごみクレーン更新工事につきましては、既に発注しておりますので、本年10月頃に予定している焼却炉の休止期間中に、老朽化したごみクレーンを更新する計画にしております。

今後も稼働させながらの改修工事となりますことから、安全に十分配慮し、工事を進めてまいります。

南砺リサイクルセンターのごみ処理につきましては、収集されました可燃ごみを富山地区広域圏事務組合のクリーンセンターなどに、焼却処理を委託しております。

蔵原最終処分場につきましては、覆土工事が完了いたしましたので、廃止に向けて今後2年間、浸出水の水質検査を行うなど、必要な手続きを進めてまいります。

また、新最終処分場につきましては、候補地を1か所に絞り込み、地元の説明に出向いて理解を求めているところであり、早期に決定できますよう努めてまいります。

今後は、地域での理解が得られれば、新年度に地質調

査や最終処分場基本計画の策定などに着手してまいりたいと考えております。

次に、砺波医療圏急患センターについて申し上げます。

急患センターの受診状況につきましては、内科、小児科を合わせますと、昨年4月から12月末までの9か月間の受診者数は3,414人となり、昨年同期に比べ376人、12.4%の増となっております。

これは、11月頃からインフルエンザが当管内においても流行していることなどが主な要因であると考えております。

今後とも、医療スタッフの確保に努め、一次救急医療体制の充実を図ってまいります。

次に、ケーブルテレビ事業について申し上げます。

本年度に南砺市五箇山地域で進めておりますケーブルテレビネットワーク光化促進事業につきましては、オリンピック関連事業や全国的に同様の事業が進められている関係から、光ケーブルなどの資材の調達に時間を要しておりますが、鋭意工事を進めてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

令和2年度の供給水量と料金につきましては、基本水量を一日当たり27,000立方メートルとし、料金は昨年10月の消費税率の引上げに伴いまして、90銭の値上げとなり、1立方メートル当たり税込で、49円50銭としております。

また、水質検査業務につきましては、老朽化した検査機器の更新を行い、検査の信頼性を維持するとともに、本事業所が供給する水道水に加え、構成市が所有する自己水源

の水道水などの検査を引き続き実施してまいります。

また、新年度に浄水場と揚水機場及び調整槽7か所との間において、流量、水位、水量等の測定データや運転制御の通信を行っておりますテレメータの親局設備を更新してまいります。

それでは、これより本定例会に提出いたしました議案について、ご説明申し上げます。

まず、予算編成にあたりまして、構成市の財政事情が厳しい状況である中、特定財源の確保に努める一方で、広域圏基金を活用することにより、事業の推進に努めているところであります。

初めに、議案第1号 令和2年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算総額は30億9,632万4千円とし、前年度に比べ21億1,911万9千円、216.9%の増となっております。

次に、議案第2号 令和2年度水道事業会計予算につきましては、収益的支出と資本的支出の予算額の合計額を6億668万7千円とし、前年度に比べ440万9千円、0.7%の減とするものであります。

これら2つの会計の総額は、37億301万1千円となったところであります。

次に、議案第3号につきましては、本組合理約に基づき事業に要する経費の分担基準を定めるものであります。

次に、新年度予算関係以外の議案について申し上げます。

議案第4号及び第5号につきましては、令和元年度一

般会計及び水道事業会計補正予算であり、継続費の補正や明許繰越し、4月当初から実施が必要な施設の保守管理業務委託等に係る債務負担行為を設定するものであります。

次に、議案第6号につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に関し必要な事項を定めるため、砺波広域圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するものであります。

次に、議案第7号につきましては、法令に基づき、長期継続契約を締結することができる契約の範囲を定める条例を制定するものであります。

次に、議案第8号につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、砺波広域圏事務組合定数条例ほか9条例について、一括改正を行うものであります。

次に、報告第1号につきましては、人事院勧告に基づく給与等改定を構成市に準じて実施するため行った砺波広域圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についての専決処分に関するものであります。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案等の説明といたします。

何とぞ、ご審議のうえ、可決又は承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（片岸君） 次に、日程第4 一般質問及び上程全議案に対する質疑に入ります。

通告により発言を許可します。

8番 向川 静孝 君。

〔8番 向川 静孝 君 登壇〕

○議員（向川君） 通告書に基づき、砺波広域圏事務組合令和2年2月定例会にあたり、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、クリーンセンターとなみの防災体制についてお尋ねいたします。

昨年9月・10月の台風15号・19号では、人的・物的に甚大な災害が発生しました。特に台風19号及び台風が起因する豪雨による被害は岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・千葉県・神奈川県・長野県など広範囲に及び、阿武隈川や千曲川の堤防が決壊するなど河川の氾濫、決壊が相次ぎ、死者・行方不明者合わせて100名を超す尊い人命が奪われました。

住宅の被害においても、全壊が3,000棟、半壊や床上・床下浸水を合わせて80,000棟以上が被災する大災害となったことは記憶に新しいところです。

災害直後の10月28日に砺波広域圏事務組合議会の行政視察で長野県飯山市を訪れた際、千曲川決壊による浸水被害の現状や、北陸新幹線長野車両センターの留置車両浸水状況を目のあたりにして、その脅威を改めて再認識したところです。

地球温暖化の影響でしょうか、近年の激甚化する水害や土砂災害などが頻繁に発生しており、異常気象による災害は、いっどこで起きても不思議ではない状況になったと感じています。

このような現状を踏まえて、平成29年6月に改正された「水防法の一部を改正する法律」施行に伴い、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（一般的には、1,000年以上に1回の確立規模の降雨による氾濫が予測される区域）とも言われている「洪水浸水想定区域図」（ハザードマップ）が示されました。

この洪水ハザードマップに基づき、水害の恐れがあるときは市から避難準備・避難勧告・避難指示が発表され、速やかに避難しなければならないことになっています。

これらの状況を踏まえて、次の事項について質問させていただきます。

水防法改正による洪水浸水想定区域図（ハザードマップ）によると、砺波市太田の庄川に隣接しているクリーンセンターとなみは、市が指定している「早期の立退き避難が必要な区域」に位置していると認識していますが、当施設における洪水ハザードマップによる浸水想定状況と浸水で予測される被害及び被災時の対応についてお伺いいたします。

ゴミ処理施設は電気・水道・ガスや交通・通信などとともに、市民生活を支える基盤となる重要な施設であります。この施設が水害などの災害で被災したとき、社会的に深刻な影響を及ぼすことから、クリーンセンターとなみの洪水や地震等の自然災害に対する施設の安全対策や減災対策及び、災害時の危機管理対応についてお伺いいたします。

次に、水道事業の防災体制についてお尋ねいたします。

ライフラインとして最も重要な日々の生活になくてはな

らない、命をつなぐ水の確保は中でも最重要課題であります。昨年9月7日から9日の台風15号では、伊豆半島や関東地方南部を中心に猛烈な強風が吹き荒れ、千葉市で最大風速35.9メートル、最大瞬間風速57.5メートルを観測するなど、多くの地点で観測史上1位の最大風速や最大瞬間風速を観測する記録的な暴風となりました。特に停電による断水が各所で発生し、千葉県においては約1か月間近くも断水状態が続き、市民生活や地域経済に多大な不便と損害が発生したと報じられていました。

飲み水はもちろんのこと、トイレ及び生活水として一時も欠かすことができない水道水の重要性を鑑みた時、災害時の浄水場の安全性について、改めて対応を確認させていただきます。

松島浄水場が災害発生等で電源が遮断した場合及び水道事業所が管理する主要管路の破断等の事故における緊急対応についてお伺いいたします。

また、災害に強い浄水場でなければならないとの見地から、松島浄水場及び管路の耐震化の現状と、今後の更新計画についてお伺いいたします。

次に、一般廃棄物(ごみ)処理についてお尋ねいたします。

砺波広域圏事務組合では、2014年から2028年度の15年間を計画期間とした「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定し、ごみを円滑かつ適正に処理するための施策の方向性を示し、ごみ処理・処分事業に係る運営維持管理を行っています。

基本計画では、長期的かつ総合的観点から、一般廃棄物の発生抑制や一般廃棄物の発生から最終処分に至るまでの

適正な処理を推進するために必要な基本事項を定め、持続可能な循環型社会の構築を推し進めるための廃棄物の「減量化目標、資源化目標、最終処分削減目標」を設定して、目標達成に向けて積極的な取り組みが行われていると認識しています。

事業の遂行に当たっては、市民・事業者・行政が問題意識を共有し、三社一体となる共同体制で取り組めるかが計画達成のカギだと認識しています。

計画目標の達成に向けた施策として基本方針に基づく「施策大綱」に次の方針が定められています。

1つ目に、発生源からはじめるごみ減量の推進、2つ目に、多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進、3つ目に、環境への負荷が小さい安全で安定した適正処分の推進、4つ目に、計画の達成に向けた体制整備が基本方針として明記されています。この方針の実現に当たっては、ごみの発生回避（リフューズ）や発生抑制（リデュース）及び再使用（リユース）や分別・再生利用（リサイクル）の推進と適正処理・処分の徹底などにおいて、市民や事業者が果たす役割を理解し、どれだけ多くの協力がいただけるかが、基本計画の数値目標達成に大きく左右します。

ごみ処理基本計画は、国の指針に基づいて概ね5年ごとに改正するほか、社会や法制度の動向など、計画の前提となる諸条件に変動があった場合に見直しを行うことになっています。

計画開始から2019年度で6年を経過した現時点において、計画目標や各種事業・施策の進捗を検証して見直し、できるものから速やかに修正し取り組むことが、より

良い結果につながるの思いから、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の各目標に対する進捗状況と事業実績評価及び見直しによる実施計画についてお伺いいたします。

次に、最終処分場についてお尋ねいたします。

昨年8月の砺波広域圏事務組合議会定例会において、夏野管理者より蔵原最終処分場においては覆土工事を発注し、処分場の廃止に向けて鋭意工事を進めているとの報告がありました。南砺市蔵原最終処分場の廃止にかかる今後の作業計画と費用について確認させていただきます。

また、砺波市徳万にありますクリーンセンターとなみ一般廃棄物最終処分場の受け入れ可能予測期間及び焼却灰の民間処理委託による最終処分場の延命効果について伺います。

また、最終処分場施設は燃えるごみ処理施設とともに1日も待てない重要施設であり、新たに受け入れする最終処分場が間に合うのか懸念をしていることから、次期最終処分場の進捗状況及び今後のスケジュールについて最後にお伺いし質問を終わります。

○議長（片岸君）答弁を求めます。

管理者 夏野 修 君。

〔管理者 夏野 修 君 登壇〕

○管理者（夏野君） 向川議員のご質問にお答えいたします。

私からは、3項目めの3点目、次期最終処分場の進捗状況と今後のスケジュールについてのご質問にお答えいたします。

次期最終処分場の進捗状況につきましては、最終処分場の候補地について、砺波広域圏管内の中から、1次選定として、土地利用の法的規制、自然環境保全面、防災面から候補地を抽出し、2次選定として、法的制約条件や周辺条件、アクセス性、用地取得性などの観点から複数か所の候補地を選定し、構成市とも協議しながら、施工性、防災面、また、環境面、施設の維持管理面、周辺環境の影響、工事費や維持管理費などの経済性なども詳細に比較検討し、1か所に候補地を絞り込んだところであります。

現在、候補地の地元に出向いて、最終処分場の計画を説明し、類似施設の見学を行うなど、地域の皆さんに最終処分場に対する理解を深めていただいているところであります。

地域の皆さんには、前向きに検討していただいております、早期に候補地を決定できるよう、努めているところであります。

今後のスケジュールとしては、地域の皆さんのご理解が得られれば、新年度に、地質調査や最終処分場の基本計画の策定に着手してまいりたいと考えております。

基本計画を策定する中で、最終処分場の計画埋立容量や施設形式などの検討を行いますとともに、地質調査などを踏まえて、建設地を決定することにしております。

その後、生活環境影響調査を実施し、基本設計や実施設計を行い、建設工事を取りかかる予定であります。

新最終処分場につきましては、クリーンセンターとなみの最終処分場の埋立てが完了する令和8年頃までに完成させ、埋立てを開始できるように進めてまいりたいと考えて

おります。

私からの答弁は以上でございます。その他の質問につきましては、事務局長、担当所長から、お答えいたします。

○議長（片岸君）答弁を求めます。

事務局長 田嶋 和樹 君。

〔事務局長 田嶋 和樹 君 登壇〕

○事務局長（田嶋君） 向川議員のご質問にお答えいたします。

まず、1項目めの1点目クリーンセンターとなみの防災体制についてのご質問にお答えいたします。

洪水ハザードマップによる浸水想定状況と浸水で予測される被害及び被災時の対応についてでございますが、クリーンセンターとなみ周辺の浸水想定は、昨年3月に見直された砺波市の洪水ハザードマップによりますと、浸水想定深さが、従来の「0.5メートルから1メートル」から、「0.5メートルから3メートル」とされております。

また、クリーンセンターとなみは1メートル以上の浸水などをもたらすような氾濫が発生するおそれがある「早期に立退き避難が必要な区域」にあります。

次に、浸水で予測される被害につきましては、浸水で想定される深さになると、焼却炉の一部やごみピットが浸水する恐れがありますが、重要設備である中央制御室や電気室は、最大浸水想定深さとされる3メートルよりも高い管理棟の2階にあるため、浸水しないと予測しており、長期間の稼働停止は避けられるものと考えております。

また、被災時の対応といたしましては、クリーンセンタ

一となみが、洪水ハザードマップの「早期に立退き避難が必要な区域」にあることから、周辺地区に警戒レベル3（避難準備情報）が発令された段階で、焼却炉の停止の準備を行い、警戒レベル4（避難勧告）が出されれば、速やかに避難することにしております。

また、地震の際も、速やかに施設を点検し、施設の安全性を確認することにしております。

次に、2点目の洪水や地震等の自然災害に対する施設の安全性や減災対策及び災害時の危機管理対応についてお答えいたします。

まず、浸水対策では、建物全体を嵩上げすることは現状では不可能なため、予想される被害を最小限にとどめるため、建物の開口部を防水仕様にすることや浸水が想定される地下部分に非常用排水ポンプを新設したり、運転維持に重要な機器の予備品を常備するなど、施設の浸水対策について検討してまいります。

地震対策では、平成3年に完成したごみ焼却施設の建物は耐震基準を満たしており、今回の基幹的設備改良工事で、改修する設備の据付けについても、耐震基準を満たすように設計しております。

また、停電時に安全に焼却炉を停止できるように今回の基幹的設備改良工事において、新たに非常用電源設備を設置する計画にしております。

今後は、災害時の危機管理マニュアルを整備するとともに、災害時に施設が早期に稼働できるよう、BCP（事業継続計画）を策定してまいります。

また、施設の復旧に時間を要する場合も考えられますの

で、他の自治体や民間廃棄物処理事業者などとの連携についても今後検討してまいります。

次に2項目めの一般廃棄物（ごみ）処理についてのご質問にお答えいたします。

議員が述べられましたとおり、平成26年3月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、国及び県の目標に合わせて、令和2年度の間目標年度及び令和10年度の目標年度の減量化目標、資源化目標、最終処分量の削減目標を定めております。

まず、一般廃棄物の年間排出量の減量化目標につきましては、中間目標年度の令和2年度の目標排出量を国、県の基準年度であります平成19年度の間排出量30,220トンの10%減の27,200トンに設定しておりますが、平成30年度実績の総排出量は27,356トンで、削減率は9.5%となっております。

次に、再生利用率を示す、資源化目標につきましては、令和2年度の再生利用率の目標を総排出量の20%の5,400トンに設定しておりますが、平成30年度実績では3,917トンで、再生利用率は約14%となっております。

次に、最終処分量の削減目標につきましては、平成19年度の最終処分量3,529トンを基準とした、令和2年度の最終処分量の目標は、17%減の2,900トンとしておりますが、平成30年度実績では3,246トンと、約8%減にとどまっております。

ごみの減量化は順調に推移しており、減量化目標は達成できるものと考えております。また、資源化目標についま

しては、新聞や雑誌などの資源の回収団体の回収量の減少や民間業者による回収量が増加したことが目標を下回る要因であると考えております。

最終処分量の削減目標につきましては、ごみの全体量が減少したにもかかわらず、粗大ごみの割合が高くなっておりますことから、令和2年度までに中間目標を達成することは、難しいと考えております。

このようなことから、減量化目標につきましては構成市の分別回収の拡大などにより、ほぼ目標とする削減の成果があったものと評価しておりますが、資源化目標や最終処分量の削減目標につきましては、削減の傾向にあるものの、令和2年度に中間目標を達成することは相当厳しいものと考えております。引き続き、構成市と協議しながら、広報やホームページなどを通じて、住民や事業所への啓発を進めてまいります。

また、今後は、令和2年度の中間目標に対する達成見通しや達成が難しい指標の課題などを調査した上で、令和3年度から令和10年度までの後期計画の見直しについて検討してまいります。

次に、3項目めの最終処分場についてのうち、1点目の蔵原最終処分場の廃止にかかる今後の作業計画と費用についてのご質問にお答えいたします。

蔵原最終処分場の廃止に向けた覆土工事につきましては、本年1月に工事を完了しております。今後は2年間にわたり水質検査等のモニタリングを行ってまいります。

モニタリングの内容といたしましては、臭気の測定や浸透水及び地下水の水質の測定などを行うもので、2年以

上、基準に適合していれば、県に一般廃棄物最終処分場の廃止の確認申請を行い、審査後廃止となります。

蔵原最終処分場の廃止に係る費用につきましては、新年度予算にモニタリング費用として、322万6千円を計上しており、令和3年度も同額程度を予定しております。

次に、2点目のクリーンセンターとなみ一般廃棄物最終処分場の受け入れ可能予測期間及び焼却灰の民間処理委託による最終処分場の延命効果についてのご質問にお答えいたします。

まず、クリーンセンターとなみ一般廃棄物最終処分場の受け入れ可能予測期間であります。砺波市徳万にありますクリーンセンターとなみ一般廃棄物最終処分場は、平成13年に57,000立方メートルの容量を持つ管理型最終処分場として建設したものであります。

当初計画では、平成28年に埋立完了となる予定でありましたが、リサイクルなどの推進により、最終処分場の延命化を図ってきたところであり、このままの埋立状況でいきますと、令和5年頃に埋立が完了する見込みでございます。

次に、焼却灰の民間処理委託による最終処分場の延命効果につきましては、平成30年度から焼却灰の半分程度を民間事業者処理委託しており、今年度末には、最終処分場の埋立可能容量の80%が埋め立てられることとなります。

新年度は、基幹的設備改良工事に伴い、ごみ焼却能力が、半減することから、焼却灰の民間委託は行いませんが、令和3年度から焼却灰の全量を民間事業者処理委託すれ

ば、費用はかかりますが、令和8年頃まで埋立期間を延ばすことが可能と考えており、次期最終処分場の共用開始まで延命化が図られるものと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（片岸君）答弁を求めます。

水道事業所長 梅原 学 君。

〔水道事業所長 梅原 学 君 登壇〕

○水道事業所長（梅原君） 向川議員の1項目めの防災体制についてのうち、2点目の水道事業の1つ目、松島浄水場で災害発生等により電源が遮断した場合及び主要管路の破断等の事故における緊急対応についてのご質問にお答えいたします。

まず、松島浄水場が、災害発生等で電源が遮断した場合につきましては、自家用の非常用発電設備にて迅速に対応いたします。

なお、備蓄燃料により、最低でも10時間の運転が可能であり、万一の災害発生時にも十分に対応できるものであります。

今後とも、その他の設備も含め、適切な点検等を行い、災害時に備えてまいります。

次に、水道事業所が管理する主要管路の破断等の事故における緊急対応につきましては、平成30年2月に締結した協定に基づき、砺波管工事業協同組合及び南砺市管工事業協同組合に対して、速やかな応急活動を要請し、早期復旧に努めてまいります。

次に、2つ目の松島浄水場及び管路の耐震化の現状と今

後の更新計画についてのご質問にお答えいたします。

まず、松島浄水場の耐震化につきましては、平成30年3月に半系列である日量25,000立方メートルの耐震化施設が、完成したところであります。

また、残りの半系列の施設の耐震化につきましては、平成23年度に策定しました浄水場再構築基本構想に基づき、将来人口や水需要なども考慮した上で、令和10年度頃から検討を開始する予定としております。

次に、管路の耐震化につきましては、総延長30キロメートルの内、原水を取り入れる導水管については、2.7キロメートルが耐震性のある鋼管であり、また、構成市へ水道水を供給する送水管の耐震化の管路延長0.2キロメートルと合わせて、耐震管の割合は9.6%となっております。

なお、導水管の2.7キロメートルにつきましては、40年の耐用年数を超えていることから、今後の耐震化が必要となっております。

また、送水管27.3キロメートルの内、耐震化の管路延長は0.2キロメートルで、耐震化率は0.7%となっており、残りの27.1キロメートルの耐震化が今後必要となっております。

このような状況を踏まえ、昨年度に策定しました新水道ビジョンの管路更新計画に基づき、令和8年度からの耐震化工事に向けて、今年度から同規模の用水供給団体に対して管路更新に関するアンケート、構成市の上下水道課から配水池や管路更新計画の聞き取り調査、及び現地調査等を実施しております。

今後、それらのアンケートや聞き取り調査、現地調査等の結果を踏まえ、水道事業所内で十分に協議、検討を行い、具体的な計画案を策定してまいります。

その上で、できるだけ早く構成市と協議を進め、概算事業費の算出や財源の検討も行った上で、設計業務委託を行い、工事実施につなげてまいります。

○議長（片岸君） 以上で、通告による質問並びに質疑を終わります。

ほかに改めて質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片岸君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、一般質問並びに上程全議案に対する質疑を終了いたしました。

○議長（片岸君） ただいま議題となっております議案第1号から議案第8号まで、及び報告第1号につきましては、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託をいたします。

この際、委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午後3時18分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（片岸君） これより、本会議を再開いたします。

日程第5 総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 山本 善郎 君。

〔総務常任委員長 山本 善郎 君 登壇〕

○総務常任委員長（山本君） 総務常任委員会の審査結果とその概要について、ご報告申し上げます。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました議案を審査するため、本日、午後3時25分から夏野管理者を初め副管理者、会計管理者、関係所属長等の出席を得て、委員会を開催いたしました。

本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、

議案第1号 令和2年度砺波広域圏事務組合一般会計予算

議案第2号 令和2年度砺波広域圏事務組合水道事業会計
予算

議案第3号 令和2年度砺波広域圏事務組合事業に要する
経費の分担基準について

議案第4号 令和元年度砺波広域圏事務組合一般会計補正
予算（第3号）

議案第5号 令和元年度砺波広域圏事務組合水道事業会計
補正予算（第1号）

議案第6号 砺波広域圏事務組合会計年度任用職員の給与
及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第7号 砺波広域圏事務組合長期継続契約に関する条
例の制定について

議案第8号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正す
る法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

以上、議案8件、報告1件であります。

当局から議案の詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。

その結果、付託案件につきましては、それぞれ原案のとおり可決、承認することに決したのであります。

なお、質疑、意見等については、十分にご了承のことと存じますので、省略させていただきます。

以上、総務常任委員長の報告といたします。

○議長（片岸君） これより、総務常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片岸君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

○議長（片岸君） これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

○議長（片岸君） これより採決に移ります。

まず、議案第1号から議案第3号まで、令和2年度砺波広域圏事務組合一般会計予算外2件を採決いたします。

お諮りいたします。

以上議案3件に対する総務常任委員長の報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片岸君） 起立全員であります。よって議案第1号

から議案第3号までの議案3件については、原案のとおり、可決されました。

- 議長（片岸君）　　続きますして、議案第4号から議案第5号まで、令和元年度砺波広域圏事務組合一般会計補正予算（第3号）外1件を採決いたします。

お諮りいたします。

以上の議案2件に対する総務常任委員長の報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（片岸君）　　起立全員であります。よって議案第4号から議案第5号までの議案2件については、原案のとおり、可決されました。

- 議長（片岸君）　　続きますして、議案第6号から議案第8号まで、砺波広域圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について外2件を採決いたします。

お諮りいたします。

以上の議案3件に対する総務常任委員長の報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（片岸君）　　起立全員であります。よって議案第6号から議案第8号までの議案3件については、原案のとおり、可決されました。

○議長（片岸君）　続きまして、報告第1号　専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

報告1件に対する総務常任委員長の報告は原案のとおり承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片岸君）　起立全員であります。よって報告第1号は、原案のとおり、承認されました。

○議長（片岸君）　次に、日程第6　閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長及び総務常任委員長から会議規則第69条の規定により、お手元に配付いたしました閉会中の継続審査申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長及び総務常任委員長から申し出のとおり、それぞれ調査が終了するまで、これを閉会中の継続審査とすることにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片岸君）　ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び総務常任委員長の申し出のとおり、それぞれ調査が終了するまで、これを閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（片岸君）　以上で、本定例会に付議されました全議

案を議了いたしました。

副管理者からごあいさつがあります。

副管理者 田中 幹夫 君。

〔副管理者 田中 幹夫 君 登壇〕

○副管理者（田中君） 砺波広域圏事務組合議会２月定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会に提出いたしました令和２年度予算を初めとする諸案件につきましては、それぞれ可決・承認をいただき、誠にありがとうございました。

一般会計では約３１億円、水道事業会計を合わせますと３７億円余りとなり、例年の３倍の予算規模となりますが、ごみ処理や水道水の供給は、生活に欠くことのできない重要な基盤でございますので、着実に事業を進めてまいります。

新年度は、新最終処分場の建設に向けて調査に着手するとともに、クリーンセンターとなみの基幹的設備改良事業が山場を迎えますが、圏域住民の安全・安心のため、各事業の円滑な推進に努めてまいり所存であります。

議員各位におかれましては、ご健康にご留意され、砺波広域圏発展のために変わらぬご指導を心からお願い申し上げます。閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長（片岸君） これをもちまして、令和２年２月砺波広域圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦勞様でございました。

午後 3時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 2月18日

議長 片岸 博

署名議員 蓮沼 晃一

署名議員 今藤 久之